

総務財政委員会記録(No.18)

1 日 時 令和7年12月10日(水)
午前 9時59分 開会
午前10時49分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委員 長	村 上 幸 一	副 委 員 長	大久保 無 我
委 員	鷹 木 研一郎	委 員	廣 田 信 也
委 員	村 上 直 樹	委 員	宇都宮 亮
委 員	永 井 佑	委 員	伊 崎 大 義
委 員	小金丸かずよし		

4 欠席委員(1人)

委 員 吉 村 太 志

5 出席説明員

政 策 局 長	小 杉 繁 樹	総 務 部 長	新 山 克 己
総務市民局長	三 浦 隆 宏	安全・安心担当理事	南 野 栄 一
総 務 部 長	滝 剛	人 事 部 長	山 下 耕太郎
人 事 課 長	橋 本 泉	給 与 課 長	大 庭 誠 宏
労務・安全衛生担当課長	佐 藤 友 法	財 政 ・ 変 革 局 長	武 田 信 一
財 務 部 長	中 原 田 香 織	財 政 課 長	宮 崎 勝 晴
財政企画担当課長	中 川 茂 俊	行政委員会事務局長	兼 尾 明 利
			外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 伊良皆 公 一 書 記 吉 富 裕 二

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	10日は議案の審査、11日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第144号 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	議案の審査を行った。
3	議案第145号 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	
4	議案第146号 北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について	
5	議案第147号 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について	
6	議案第148号 北九州市旅費条例の一部改正について	
7	議案第149号 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
8	議案第164号 公有水面埋立てによる土地確認について	
9	議案第165号 町の区域の変更について	
10	議案第166号 当せん金付証票の発売について	
11	議案第170号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立男女共同参画センター）	
12	議案第185号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	

8 会議の経過

○委員長（村上幸一君） それでは、開会いたします。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり、11件であります。審査の日程については、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の

調査を行います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第144号から149号まで、164号から166号まで、170号及び185号のうち所管分の以上11件を一括して議題とします。

当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。政策局総務部長。

○政策局総務部長 それでは、政策局提出の議案2件につきまして説明いたします。

まず、お手元のタブレットの議案第144号概要資料から説明いたします。

議案第144号、北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正に伴い、児童福祉等の事務におきまして、生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する情報の利用が命令の規定によって可能となったため、条例から命令の規定と重複することとなった部分を削除するものでございます。施行期日は、公布の日となっております。

以上で議案第144号についての説明を終わります。

続きまして、お手元のタブレットの議案第170号の概要資料について説明いたします。

議案第170号、指定管理者の指定の一部変更について(北九州市立男女共同参画センター)は、指定管理者の指定の一部を変更し、指定期間を2年延長するものです。これによって、指定期間につきまして、変更前、令和3年4月1日から令和8年3月31日が、変更後、令和3年4月1日から令和10年3月31日になるものでございます。

以上で議案第170号についての説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(村上幸一君) 総務市民局総務部長。

○総務市民局総務部長 それでは、総務市民局提出の議案7件について、タブレット内の資料、令和7年12月定例会提出議案(概要)に従いまして説明申し上げます。

タブレットの2ページをお開きください。議案第145号、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、職員の多様で柔軟な働き方をより一層推進することを目的にフレックスタイム制を導入するため、関係規定を改めるものでございます。施行期日につきましては、令和8年4月1日といたします。

続きまして、タブレットの3ページをお願いいたします。次に、議案第146号、北九州市職員

の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

本議案は、北九州市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、また国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮して、給料表の改定等を行うため、関係する2件の条例を改正するものでございます。施行期日につきましては、3(1)の職員の給与に関する条例のうち、オ、定年前再任用短時間勤務職員の給与の月額改正及びカの地域手当の改正につきましては公布の日といたします。また、3(1)のア、給料表の改定からエ、宿日直手当の改定まで及び(3)職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例は規則で定める日とし、令和7年4月1日に遡及して適用いたします。3(2)の職員の給与に関する条例は令和8年4月1日といたします。

タブレットの5ページをお願いいたします。次に、議案第147号、北九州市職員退職手当支給条例の一部改正についてでございます。

本議案は、定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象となる職員の年齢を引き上げるため、関係規定を改めるものでございます。施行期日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、タブレットの6ページをお願いいたします。次に、議案第148号、北九州市旅費条例の一部改正についてでございます。

本議案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえまして、旅費の計算等に係る規定を簡素化する等のため、関係規定を改めるものでございます。施行期日につきましては、令和8年4月1日といたします。

続きまして、タブレットの7ページをお願いいたします。次に、議案第149号、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、日常の食料品などの安定的供給を目的に設置いたしました北九州市立折尾東部総合食料品小売センターにおきまして、入居していました店舗が全て退去するとともに、周辺地域への複合大型店舗などの進出や当該施設の老朽化も著しいことから、当該施設を廃止するため、関係規定を改めるものでございます。施行期日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、タブレットの8ページをお願いいたします。最後に、議案第164号、公有水面埋立てによる土地確認について及び議案第165号、町の区域の変更について、まとめて説明いたします。

本議案は、地方自治法の規定に基づきまして、公有水面埋立工事により造成された土地が市の区域内に新たに生じた土地であることを確認し、また、当該土地を隣接する町の区域に編入するものでございます。当該土地の位置は、9ページになりますが、斜線で表示した部分となります。

以上で総務市民局の提出議案について説明を終わります。御審議いただき、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（村上幸一君） 財務部長。

○財務部長 それでは、財政・変革局提出の議案第166号、当せん金付証券の発売につきまして、令和7年12月北九州市議会定例会議案により御説明させていただきます。タブレットでは、定例会議案書ファイルをお開きください。タブレット247ページをお開きください。

これは、令和8年度において本市が発売いたします当せん金付証券、いわゆる宝くじでございますが、その発売総額の範囲を定めるものでございます。令和8年度において、全国の宝くじ発売計画が令和7年度とほぼ同程度の発売を見込んでいることから、本市の発売総額も前年度と同額の120億円以内としております。議案第166号、当せん金付証券の発売についての説明は以上でございます。

次に、議案第185号、令和7年度北九州市一般会計補正予算のうち総務財政委員会所管分につきまして、補正予算に関する説明書により説明させていただきます。タブレットでは、令和7年度12月補正予算説明書ファイルをお開きください。タブレット12ページを御覧ください。なお、金額の説明は、100万円未満の数字は省略させていただきます。まず、歳入について説明いたします。

20款1項3目基金運用収入の補正額600万円は、退職手当基金の運用利子を計上するものでございます。

20款2項5目有価証券売却収入の補正額1億6,600万円は、出資法人である株式会社ジェイコム九州が株式会社ジェイコム東京を存続会社として吸収合併を受けることに伴い、市が保有する株式の売却収入を計上するものでございます。

22款2項9目財政調整基金繰入金の補正額は38億6,400万円で、今回の歳出予算の補正に伴い、必要となる財源として計上するものでございます。

次のページ、タブレット13ページを御覧ください。23款1項1目繰越金の補正額は1億5,900万円で、令和6年度決算剰余金の一部を歳出予算の補正に伴う財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。タブレット15ページを御覧ください。

1款1項1目議会費の補正額2,100万円は、人事委員会勧告に基づく給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更に伴い、職員給与の増額に要する経費でございます。次のページ、タブレット16ページを御覧ください。

2款1項1目総務職員費の補正額6億3,000万円は、人事委員会勧告に基づく給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更に伴い、職員給与の増額に要する経費でございます。次のページ、タブレット17ページを御覧ください。

2款2項10目職員厚生管理費の補正額790万円は、非常勤職員の公務災害及び通勤災害に係る療養補償費の増額に要する経費でございます。タブレット18ページを御覧ください。

2款4項1目市民総務費の補正額4,900万円は、人事委員会勧告等に基づく給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更に伴い、会計年度任用職員の報酬等の増加に要する経費でございます。

次のページ、タブレット19ページを御覧ください。

2款5項1目税務総務費の補正額7万円は、固定資産評価審査委員会の開催回数の増に伴い、委員報酬の増額に要する経費でございます。次のページ、タブレット20ページを御覧ください。

2款7項1目から3目の補正額3,700万円は、人事委員会勧告等に基づく給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更に伴い、選挙管理委員会、人事委員会、監査事務局の職員給与の増額に要する経費でございます。次のページを御覧ください。32ページでございます。

8款2項3目学術振興費の補正額4億8,200万円は、子供を3人以上扶養する多子世帯の学生に対する北九州市立大学の授業料及び入学金無償化の対象者数の増加に伴う経費でございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。タブレット54ページを御覧ください。

1段目の大手町ビル非常用電源更新事業、限度額8,800万円は、大手町ビルの非常用電源の更新工事に伴う工事期間中の代替設備の仮設に要する経費について、令和8年度から令和9年度までの債務負担行為を新たに設定するものでございます。

2段目の戸籍及び戸籍附票システムのシステム標準化準備経費、限度額8,900万円は、国の方針による戸籍システム及び戸籍の付票システムの標準化の円滑な推進に要する経費について、令和8年度から令和9年度までの債務負担行為を新たに設定するものでございます。次のページ、タブレット55ページを御覧ください。

1段目の本庁舎管理運営経費につきまして、国が示した労務単価の上昇に伴い、警備、清掃業務等の建物管理業務に係る委託費が増加することから、債務負担行為を変更するものでございます。

以上で議案第185号、令和7年度北九州市一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○委員長（村上幸一君） これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。答弁するときは着席のままです。

質疑はありませんか。永井委員。

○委員（永井佑君） よろしくお願ひします。まず、北九州市旅費条例の一部改正についてです。出張の定義変更、旅行命令権者が認める場合には、住所、居どころその他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することを加えるとありますが、具体的にどのようなことなのかというのが1点です。

もう1つ、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてです。本会議の議論でも、3年間で880件も振替できずに超過勤務手当を支払ったと議論がありました。詳細を伺いますが、いつからいつまでの数字なのかと、支払った総額と支払った時期について伺います。まず、2点です。

○委員長（村上幸一君）給与課長。

○給与課長 旅費条例のうち、出張地の出発場所について答弁いたします。

今回の改正につきまして、従来から出張の際は、勤務公署から出発をして目的地まで、また勤務公署に帰ってくると、勤務場所を起点としておりました。今回の改正に伴いまして、状況によっては自宅からの出張も認めるという改正をしております。以上になります。

○委員長（村上幸一君）労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 振替の御質問に答えさせていただきます。

まず、この内容ですけれども、職員が土日などの週休日に勤務した場合は1日休みが少なくなりますので、そのため、健康維持の観点から、原則として本来の休みを別の平日に振り替えるということにしております。この振替休日というのが、土日勤務の前4週、後8週、この期間内に指定することとなっております。この期間が繁忙により振替休日にするのが難しいという場合には、振替でなく時間外勤務手当での対応が可能としているところでございます。今回でございますけれども、後8週までの間に振替が取れなかったという職員が3年間で880名いたところでございます。

なお、金額なんですけれども、こちら振替が取得できなくて時間外勤務手当を払うと、ある種、通常の支払いの流れでございますので、特別に集計は行っていないところでございます。なお、時期ですけれども、令和3年11月から令和6年11月の3年間で調査をいたしました。支払った時期ですけれども、令和7年3月から5月にかけて支払いをいたしております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）次に、旅費条例の関係で、旅行役務提供者とは誰で、旅費に相当する金額を支払いすることのできる根拠について教えてください。

○委員長（村上幸一君）給与課長。

○給与課長 旅行役務提供者につきましては、現在も、例えばパック旅行でありますとか、旅行会社に直接旅程を提示して、そこで出張の切符でありますとか宿泊等を手配しているところでございますが、これらにつきまして、旅行代理店等に直接旅費支給をできることとなっております。従来は、個人が旅程を決定して、職員に対してしか支給できなかったものを、旅行代理店もしくは旅行会社等に支給できるようにしたものでございます。以上になります。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）その関係で、今日の旅費条例の関係で(4)ですかね、旅費の返納。任命権者は、旅行者等が条例等の規定に違反して旅費の支給等を受けた場合には当該旅費等を返納させるとともに、当該旅費の返納に代えて、旅行者の給与等から当該旅費に相当する金額を差し引くことができることとするとありますが、相当する金額とは当該旅費と同額になるという考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（村上幸一君）給与課長。

○給与課長 今回の旅費の返納に関する規定の整備につきましては、通常、出張に伴い旅費を概算払い等で支払いまして、出張終了後、精算する流れになりますが、それに反して、例えば出張命令に従わない、意図的に旅費を搾取するような違法行為があった場合に返納を求めるんですが、旅費として返納に従わなかった場合に給与からその分を控除できるという改正となっております。以上になります。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）金額の考え方は、不当な支払いをした全額ということになるんですか。

○委員長（村上幸一君）給与課長。

○給与課長 不当に得た分を返納してもらおう形になります。以上になります。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）分かりました。それでは、振替の関係で伺います。本市の法定休日について、曜日の定めはありますか。

○委員長（村上幸一君）労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 週休日に関しましては、土曜日及び日曜日を週休日とするとしております。以上です。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）週休日は、土日ということでした。法定休日に勤務した場合は135%以上であって、法定外休日は125%以上となると思います。法定外休日に勤務した場合は割増し賃金が違います。この880件超過勤務手当を払った件で、先ほど集計をしていないということだったんですが、法定休日と法定外休日に勤務したというのは分かるはずだと思いますが、その内訳についてはどうなんでしょうか。

○委員長（村上幸一君）労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 今回の振替ということで、土日、週休日の勤務になっております。なので、今回の件数については週休日に勤務をした人数になります。なお、いわゆる祝日に勤務の場合は代休という形になりまして、ただ、原則としてはこちら休日勤務手当を払うところがありまして、職員が代休を希望すれば代休にする形になりますので、今回の振替には、こちらは直接関係していないところでございます。以上です。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）現在、職員の皆さんは、様々な市民ニーズであったり、災害が少ないと言われていた北九州市でも毎年のように起こる自然災害の対応が迫られる中、今年度は特に選挙も多かった年です。職員不足で休めない、振替ができないという現場の現状があって、現実には振替ができないということで3年間で880件ということになっていると私は思いますが、この現状について改めて総括すべきと考えますが、見解をお願いします。

○委員長（村上幸一君） 人事課長。

○人事課長 職員の配置に当たっては、必要な人員配置ということで、DX推進、業務改革とか市政変革の取組の進捗に合わせて全体の業務量を見極めながら、きめ細かな体制を配慮しているところでございます。今回、880人というところで、そこがどういった原因で振替が取れなかったかということまでは調査ができておりませんで、それが人員不足によるものなのかは、すみません、分かっておりません。ただ、人事としましては、必要な部署に必要な人員を適正に配置するというところで、選択と集中といった観点で効率的な組織、人員体制の構築に努めていると考えております。以上です。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） どうして振替できなかったかは調査をしていないということでしたが、本会議では総務市民局長は制度の周知徹底がしっかりできていなかった点を述べられたと思いますが、それは答弁変わったんですか。

○委員長（村上幸一君） 人事課長。

○人事課長 基本的には局長の答弁したとおりなんですけれども、それ以上の、要は振替を実際取らなかった理由というところに関しては細かくは調査していないということでございます。以上です。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） そしたら、一番大事なところは根拠ですよ。原因が大事だと思いますが、本会議の答弁も、局長の答弁どおりという答弁が先ほどありましたが、周知徹底できていなかったという根拠を示していただけですか。

○委員長（村上幸一君） 労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 周知が徹底できていなかったという根拠でございますけれども、周知自体は通知等で行っています。勤務管理自体は所属長が行うところでありまして、システム上の届出であったりとか、そのあたりが職員の側から発信をしないといけないとなっております、その辺ができていないようなケースも散見されましたので、所属長だけではなく職員も含めたところで、しっかりと制度の趣旨あるいは申請の方法とか、そういったところが徹底されていなかったのではと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 先ほどから答弁が行ったり来たりしているような感じがするんですよ。振替ができていなかった理由については調査をしていないと。一方で、先ほど労務・安全衛生担当課長がおっしゃったのは、通知は出しているけど、職員の側からの発信がうまくできていなかったということなんですけど、これは周知徹底というだけの話じゃないですよ。全体的な話だと思いますけど、これで終わらせる予定なんですか。880名に対して振替ができていなかったという結果に関して、人事課長がおっしゃるのが、現在では振替ができていなかったのは

十分に調査できていないというところだろうと私は思いますけど、現状の終着点というのはどこなんですかね。

○委員長（村上幸一君） 労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 今回の件を受けまして、本年5月から、毎月、所属長が振替の勤務状況を確認するということを明示いたしております。さらに、10月には全職員に対して改めて通知を行って、周知徹底を行ったところでございます。さらに、今後、システムの改修、これによる注意喚起について検討しているところでございます。こういったところを通じまして、引き続き適正な勤務管理に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） いろいろ言われましたが、職員の皆さんが法定休暇として一日休みを取るのには健康を守るためですよね。それが大原則のはずです。制度の周知徹底で改善するかというと、私はそうではないと思います。十分に総括できていないと感じました。一例として、周知徹底できていなかったから振替できなかったという例というのはどういうものなんですか。先ほど、職員の方から発信がなかったというような答弁がありました。具体的に一例を示していただけますか。

○委員長（村上幸一君） 労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 一例というとなかなか難しいんですけども、振替等自体はシステムで管理をしているところですので、システム上、正しく扱われていないところに関しましては、やり方も含めた制度の周知徹底、このあたりがはっきりできていなかったのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 周知徹底できていたら振替が確実に取れるかという点は、私は無理があると思います。現状の市役所の働き方で、完璧にそれができていたら完全に振替できていたのかということについては、一つ一つの事例に関して私は検証するべきだと思います。先ほど、人事課長の答弁で、振替ができなかった理由まで十分把握できていないということでしたが、これから市として検証するべきじゃないんですか。

○委員長（村上幸一君） 労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 今回の一件一件の確認作業ということに関しましては多大な労力を要するというのも考えられますので、今後、過去というよりも、適正な勤務管理にしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 傾向くらいはつかめると思うんですね。休日に出勤された職員は、まずは平日に代わりに休みを取ってもらうのが健康維持のためには大変大事だという答弁もされています。ただ、そのために、健康を守るために休むことができなかった結果が、3年で880名とい

う結果が出ているわけです。北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例ありますが、職員に超勤手当を支給するか振替休日を取るかの選択を禁止していますか。

○委員長（村上幸一君） 労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 条例上では禁止という形にはなっておりません。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 一つ一つの案件に関しては多大な労務を要するとおっしゃいましたが、私は傾向をつかんで職員の生の声を把握するべきと考えます。職員が健康でやりがいを持って働ける環境を整備するのは当然の責務です。こういう議会も市民サービスも、一人一人の職員さんの命を削って生活の中でやっていただいていることですから、一つ一つの事例は無理でも傾向をつかむなどして、職員の生の声を聞いて、柔軟に対応すべきことだと私は考えています。まだまだ実態についてはつかみ切れていないという答弁もありましたから、詳細にやって、こういうことを繰り返してはならないと思うんですよね。北九州市がしっかりしていないと、ほかの民間に波及すると、市役所としてもそこまではつかみ切れないうえ、税金を使って仕事を以上は、そこで働く職員の命と健康を守るためにも、今の状況について詳細に把握して、それから二度と繰り返さないように、周知徹底だけではなくて、今の、働かされている現状というのをつかんでいただきたいと強く要望して、私からは終わります。以上です。

○委員長（村上幸一君） ほかに質疑はありませんか。伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） まずは、議案第145号について質問させてください。市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正なんですけども、フレックスがより取得しやすくなるという趣旨を伺ったんですけども、これはあれですかね、今年1月から始まった週休3日、これをより取得しやすくするような意図があるんでしょうか。そこを教えてください。

○委員長（村上幸一君） 労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 今回のフレックスタイム制ですけれども、こちらについては、おっしゃられましたとおり、1月からの試行実施をしているところでございます。この内容といたしましては、フレックスタイム制は、職員から申告があった場合に公務の運営に支障がないと認める範囲で、職員の申告を考慮して勤務時間を柔軟に割り振ることができる制度でございます。今回の条例改正でございますけれども、1月から試行実施をしておるところでございます。制度の内容としては変わらないんですけども、4月からの本格実施に伴って関連規定を改正するというものでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） 現状で、実際に週休3日を取得している率とかというのはデータがあるんでしょうか。

○委員長（村上幸一君） 労務・安全衛生担当課長。

○**労務・安全衛生担当課長** 試行の結果を申し上げさせていただきます。1月から試行しているところをごさいます、通算の利用者に関しましては累計で700名弱というところをごさいます。ただ、このうち、一度でも週休3日を使ったことがあるという形になりますけれども、180名程度ということが11月末までの数字となっております。以上でございます。

○**委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

○**委員（伊崎大義君）** ありがとうございます。子育てされている方とか介護されている方とかにとってすごく魅力的な制度だと思いますし、採用にもつながっていくものだと思うので、この試行の結果と改正をもって、ぜひ、より柔軟な働き方については引き続き探求していただければと思います。

もう一点、職員の給与の改定、賃上げに合わせた給与の改定について、昨日の一般質疑で井上純子議員が、この賃上げの財源として財政調整基金を充てているということをおっしゃっていたと思うんですけども、この話、私聞いていなくて、補正予算に関する説明書だと、財源の説明としては一般財源と特定財源その他というところに金額が充てられていたんですけども、財政調整基金から充てたものが特定財源のその他に当たるということなんですか。

○**委員長（村上幸一君）** 財政課長。

○**財政課長** 一般財源として財政調整基金を活用させていただいているということでございます。財政調整基金は一般財源という扱いになります。以上でございます。

○**委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

○**委員（伊崎大義君）** ありがとうございます。財政調整基金を充てているということはどこかに明記されているのでしょうか。

○**委員長（村上幸一君）** 財政課長。

○**財政課長** 歳入の予算説明書の中に、財政調整基金を取り崩すというところがございます。具体的に言いますと、予算説明書の7ページでございます。7ページ上に、財政調整基金繰入金という形で上げさせていただいております。以上でございます。

○**委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

○**委員（伊崎大義君）** 確認しました。財政調整基金を充てるということの根拠も改めて教えていただけますか。

○**委員長（村上幸一君）** 財政課長。

○**財政課長** 財政調整基金については、年度間の財源の調整をするという基金の目的がございます。そういった意味で、今回、一般財源ということで年度間の調整、足りない分については、これの人件費につきましては後ほど交付税で補填措置されますので、あくまで今回については、まずは財源調整基金で基金繰入金に充てさせていただくということでございます。以上でございます。

○**委員長（村上幸一君）** 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）昨日の局長のお話だと、財政調整基金を充てるのは、例えば大規模な災害とか予期せぬ事態で財源が不足する、もしくは税収減の場合というお話だったんですけども、今回は交付金のタイミングがずれるので、これはある意味、予期せぬ支出として計上したという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○委員長（村上幸一君）財政課長。

○財政課長 交付税措置されますけども、交付税というのは全体の枠で交付されますので、その足りない分につきましては財政調整基金で調整させていただくということでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）じゃ、後ほど補填される交付税というのは、確実に該当する金額については、今回の基金から取り崩したものが同じ金額補填されるのは確実なんでしょうか。

○委員長（村上幸一君）財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 今回の給与改定費の増額の補正につきましては、これは市の補正予算とは別の動きになるんですけれども、国の補正予算、こちらで地方交付税の増額が決定し、私どもに通知がありますと地方に配分されます。去年の例を言うと、令和7年、昨年度の2月補正で、地方交付税については予算総額では41億円の財源補正を行っております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）財政・変革局長。

○財政・変革局長 昨日の答弁の補足をさせていただきますと、法律とか条例に基づいて2つの条項があると。昨日の1つ目の、市税収入の減少等を年度間の財源調整に必要な場合と申し上げました。その最初に申し上げた項目に該当する今回の措置でございます。

○委員長（村上幸一君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）税収減のほうを意識していたんですけども、税収減などに伴う年度内の調整ということで、理解いたしました。基金の総額については、後ほど補填があるので、これによって削られるものではないということだけ、最後、改めて確認させてください。

○委員長（村上幸一君）財政課長。

○財政課長 2月補正で地方交付税の増額分を計上させていただきまして、歳出もございます、その差引きで余剰が出たものについては財政調整基金に積立てさせていただくということでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）承知しました。またそこは2月議会の段階でしっかり見ていければと思います。私からは以上です。

○委員長（村上幸一君）ほかに質疑はありませんか。村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）私も議案第145号について、フレックスの件なんですけども、フレック

スを導入したら、先ほど永井委員がずっと議論していた振替が取れないとかそういった問題が、これによって解決ができる可能性があるとか、そういうことあるんですかね。

○委員長（村上幸一君） 労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 フレックスタイム制は、職員からの申告に基づいて勤務時間を柔軟に割り振りするということをございます。週休日が土日であるところは変わらず、例えば週休3日にする場合には1日当たりの勤務時間を少しずつ延ばして、どこかに週休日を、1週間に1日に限り追加できるということをございます。なので、振替とは直接結びつかないかもしれませんが、職員の柔軟な働き方に関してこちらは非常に寄与するものではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 村上直樹委員。

○委員（村上直樹君） 民間とかだと、繁忙期とかあるじゃないですか。本当に忙しいときは残業が多いんだけど、閑散期は暇でしょうがないとかがあったりとかするから、そういうときにフレックスを使ったり休暇を振替したりとかということが、民間は結構そういうことがあるんですけど、市職員ってあまりそういうのはないのかな、ちょっとよく分かりませんが。このフレックスって、コアタイムってあるんですかね。

○委員長（村上幸一君） 労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 コアタイムに関しましては10時から15時、こちらがコアタイムとなっております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 村上直樹委員。

○委員（村上直樹君） 分かりました。それで、(3)と(4)が、私、文章を読んでよく理解できないので、詳しく教えてほしいんですけど、(3)だと、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けることができる。(4)が、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分の範囲内となるように勤務時間を割り振る。この意味がよく理解できなかったんですけど、もうちょっと詳しく教えてもらいたいんですけど。

○委員長（村上幸一君） 労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 まず、(3)ですけれども、こちらが週休3日等にする場合の週休日を任命権者というか所属長が追加できるということをございまして、なので、例えばこの日の平日を週休日に設定したいと、職員から申告があった場合には、その申告を考慮いたしまして、ここでいう週休日は土曜日、日曜日、のほかに勤務時間を割り振らない日、いわゆる週休日を設けることができるというところが(3)でございます。

(4)に関しましては、勤務時間の割り振りということに関しましては既に制度としてあるんですけども、フレックスが1週間から4週間という単位期間を職員が選択して実施をするということになります。この中で、1週間当たりの平均勤務時間が38時間45分という所定の勤務時間になるように割り振るということになりますので、所属長、任命権者が職員の申告を考慮

いたしまして、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分となるように勤務時間を割り振るところは、そういう意味となっております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）(3)は、週休3日にするために平日を1時間か2時間か多めに働きますという意味合いですかね。

○委員長（村上幸一君）労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 そうですね、週休3日にするためにはどこかで7時間45分、1日が7時間45分の勤務時間になりますので、その分をほかの日で賄わないといけませんので、例えば1週間で賄う場合は1日当たり約2時間近くと。これを例えば2週間、3週間とかで単位期間を設定すれば、1日当たりの追加の勤務時間は短くなると思いますけれども、そういった形で、ほかの日に少し多く働いて週休日を1日追加で設定するということになります。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）分かりました。(4)は、1か月単位で、4週間を超えない期間ということだから、何だろう。4週間って書いていますね。フレックスを使うのを1週間だけ使いますとか1か月間使いますって、そういうことができるということではないですかね。

○委員長（村上幸一君）労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 おっしゃられましたとおり、1週間から4週間、これ職員が選んで申告するという形になります。なので、自分は1週間だけ使うということもできますし、4週間であらかじめ設定することもできますし、1週間ずつ4週間続けて取るということももちろん可能でございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）よく分かりました。例えば、予期せぬような業務が発生して残業せざるを得ないとかが起ったりすることがあるじゃないですか。遅く、午後10時、午後11時ぐらいまでなりましたという場合に、あしたゆっくり来ますとか、そういう柔軟な対応というのはできるんですか。

○委員長（村上幸一君）労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 今の試行の制度では、2週間前までに申告を所属長にしてくださいとなっております。これが、例えばみんながそうしたいとなったときに職場内での調整等が必要ということも考慮してそうなっているんですけども、このあたりは、本格実施に当たっては時期を多少、運用面、事務手続面になりますけれども、見直そうということで考えております。翌日ができるかどうかは所属長の判断もなかなか難しいところがあると思いますけれども、基本的には事前に申告をしてもらって、所属長が調整をしてという形になりますので、ある程度承認に関しては期間が必要なのではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）よく分かりました。多分、柔軟に働き方ができるものが来年4月からスタートするんだと思うんですけども、当然、所属長に許可を得ないといけないは分かるんですけども、今言ったように、突然残業せざるを得なくなった時のこととかも今後考えていただければと思います。コアタイムが今あるということなんで、午前10時までには必ず来なきゃいけないと思うんですけども、コアタイムなしとかスーパーフレックスとか、もしかしたら職員によってはうれしいという人が中にはいるかもしれませんので、今後その辺も柔軟にまた検討していただければと思います。以上です。

○委員長（村上幸一君）ほかに質疑はありませんか。廣田委員。

○委員（廣田信也君）よろしく申し上げます。議案第146号の職員の給与に関する条例等の一部改正についての、頂いている資料の通勤手当の改正の支給限度額の引上げというところで、月額5万5,000円から月額15万円にすると、3倍にどんと上がっているんですけど、これはどういったところを想定されているのか教えていただければと思います。

○委員長（村上幸一君）給与課長。

○給与課長 今回の通勤手当の見直しの中で上限を15万円まで引き上げております。これにつきましては、国の取扱いに準じまして本市におきましても、異動等に伴いまして市外に通勤する場合、例えば福岡市内に通勤するケースがございます。そういった場合には、従来認めていませんでした新幹線通勤も認めることとなります。新幹線代とか、かなりの金額になりますので、国の限度額に合わせて15万円まで引き上げたところになります。以上になります。

○委員長（村上幸一君）廣田委員。

○委員（廣田信也君）説明ありがとうございました。把握いたしました。私から以上でございます。

○委員長（村上幸一君）ほかに質疑はありませんか。なければ、以上で議案の審査は終わります。

明日も午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

総務財政委員会 委員長 村上幸一 印